

令和7年3月17日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年3月17日（金）
- (2) 開会 午前9時59分
- (3) 散会 午前10時47分

3 場所 議場

4 出席委員

白	石	純	一	委員長
大	田	基	次	副委員長
高	崎	良	二	委員
竹之内	和	満		委員
大	野	雅	子	委員
渡	辺	久	治	委員
川	畑	二	美	委員
川	原	慎	一	委員
竹	原	信	一	委員
牟	田		学	委員
木	下	孝	行	委員
山	田		勝	委員
濱	田	洋	一	委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上	脇	重	樹	次長兼議事係長
松	林	俊	介	議事係主任

7 説明員

西	平	良	将	市長
松	崎	裕	介	副市長
福	島		浩	副市長
中	野	貴	文	総務課長
猿	楽	浩	士	財政課長
尾	塚	禎	久	企画推進課長
大	野	裕	人	農政林務課長兼農村環境改善センター所長
園	田		豊	環境水産課長
宮	下	雅	行	商工観光課長

8 会議に付した事件

- (1) 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第18号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第19号 令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- (4) 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第21号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- (6) 議案第22号 令和7年度阿久根市水道事業会計予算
- (7) 議案第26号 令和6年一般会計補正予算（第10号）

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

- ◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算
- ◎ 議案第18号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- ◎ 議案第19号 令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- ◎ 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第21号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 議案第22号 令和7年度阿久根市水道事業会計予算

白石純一委員長

14日金曜日に引き続き、委員会を再開します。

議案第17号から第22号までを一括して議題とします。

総括した質疑を行います。

通告のあった総括した質疑は、配付したとおりです。

なお、質疑に当たっては、通告した内容に従って、通告の範囲内でお願いします。

それでは、配付した通告の順に質疑を行います。

山田勝委員の発言を許します。

山田勝委員

それでは通告をしておきました件について、市長にお尋ねをいたします。

一般会計歳出82ページ、4款2項2目塵芥処理費12節委託料、ごみの堆肥化業務についてですが、実はこの件については、もう、今まで何回もですね、ペレット化すれば農家が使いやすいから、非常にこの処理に都合がいいのではないかとということで、何回も言っております。

しかしながら、この問題はですね、農政課と、そして環境水産課にまたがっているということですね、なかなか事業化は難しいという部分もあるんですが、現在において、この問題、このごみの堆肥を非常に農家の方もたくさん使っていただいて、そして、もう農家の方の中からですね、何とかペレットにしてくれ、ペレットにしてくれというような意見も大変出てるという話、私も聞いてますし、あっちこっちでその話聞いております。

一つは、非常に肥料が使いやすいことが一つ。

それで、一つは、臭いがするのがですね、散布するときに非常に臭いがするので、付近に迷惑するというようなことがあるので、このペレット化については、もう何年も前からお願いをしとったところなんです、なかなか前に進まない、今日は、市長、2つの課にもまたがってですね、市長がまとめる立場にありますので、市長にこのペレット化の検討はどうされるのかというのをお尋ねしたいと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

西平市長

4款2項2目12節委託料、生ごみ堆肥化業務に関してですが、令和5年度の実績としましては、生ごみの収集量1,042トンに対し約600トンの堆肥が生産され、生産された堆肥については、市内の農業者等に有効活用いただいているところであります。

近年、肥料など生産資材の価格が高騰しているという中で、生ごみ堆肥の需要は高まってきているというところでございますが、特に農業が盛んな脇本地区では活用が増えてき

ているという状況でございます。

一方、臭いの問題や配布場所、配布方法などの課題もございまして、市としまして、生ごみ堆肥化業務を委託している北薩環境管理協同組合との連携により、これまで製品について改良を重ねてきております。

また、これまで農家からのペレット化に関する要望があることも承知をしております。農政林務課及び環境水産課において、北薩環境管理協同組合とのペレット化に向けた協議・検討も重ねているところです。

現在、不安定な国際情勢の影響もありまして、農業資材価格の安定化が不透明であるということから、生ごみ堆肥については、農家経営の負担軽減のためにより有効に活用されるものと考えております。

このようなことから、ペレット化については、農家の意向調査、必要な予算、運営体制など、関係者で十分に協議し、検討していきたいと考えております。

山田勝委員

あのね市長、もう私がこの話をしてからね、もうかなりなりますよ。

あるときに、3年か4年か前でしたかね、生ごみ堆肥で飼料用の米を作ったら非常においしいからということで試食をしましたよね、試食を。市長もいらしたかなあ。そのときに、非常においしいと、県の方も来ていただいておいしい、そして産業祭でも皆さんに試食をしていただいておいしいという結論に達したんだけど、その前に進まない。

それから、ペレット化についてもですね、新聞にペレット化の話が出たりする中で、やっぱり、阿久根市も前向きに取り組んですることが、次の阿久根市の一つの事業としてアピールできるじゃないかという話もしてまいりましたよ。

ところが、なかなか遅々として進まない。検討、検討、検討で始まらないのでね、市長、やっぱり前向きに検討してほしいと思いますよ。

それから、もう一つですね、この肥料は、あの肥料だけで作ってもですね、お米が正常ないいお米ができます。あの肥料だけで作っても。

それから、阿久根市内には養鶏農家がいらっしゃるって、特に採卵養鶏の方々は、鶏糞が産業廃棄物ですから、これを堆肥にするために非常に、市長も御存知かと思いますが、研究に研究を重ねて、それだけで作っても作物が作れる肥料を作られていますよ。

だから本当はね、こんなときに、もう国際情勢がもう非常に難しい中で、肥料の価格が上がって、農家は本当に肥料代がたかさん上がっていけないというんだけど、いかんせん農協が言うもんだから、それを聞かないかんぐらい思ってる農家がまだまだ多いんですよ。

だから、そういう中で、やはり、阿久根市は阿久根市として、これを使いやすいペレットにして、そして供給する体制を整えて、そしてから、農政課の農林業振興センターもあることですから、何には何を、何には幾らやればいいんだというような、そういう指針をしてやるのが阿久根市の農家を救うことにもなるし、農業を振興させることにもなると思うんですが、市長、その検討は分かりますが、さらに推し進める気持ちはないのかお尋ねいたします。

西平市長

このペレット化についてはですね、まずはこのペレットにする堆肥の量によって導入する機械も当然ながら変わってくるところでございます。

農政林務課で、一旦調査をしたときに、1日1トンぐらい作る機械があるらしいんですけども、それで150万円程度かかるという話を聞いております。

また、農政林務課で農家の方々からの御意見の中で伺ってる中では、例えば各農家ごとに3戸なら3戸、5戸なら5戸、ちょっとそこら辺の戸数は分かりませんが、そういった団体に己から作って、皆さん方で独自にペレット化をしたいという声もあるというところでございます。もちろん耕種によっては、ペレット化をしたものをまくほうがいいのかという場合と、今ある、いわゆるばらでやったほうがいいのかという場合、様々あるという中で、全てが全てペレット化するというのはどうなのかということも正直あるところでありまして。

また、先ほど申し上げました、この1トンぐらいを作るペレットマシンであると、県の産地づくりの補助金もあるということもございます。2分の1補助が出るということでございますので、そういったものを農家の方々でも、今、検討されるということも聞いておりますので、そこを踏まえての対応になるかと思っております。

現在、この市で委託しております生ごみ処理による事業化により出てくる堆肥を全てペレット化するとすると、やはり相当規模の施設が必要というふうに考えますので、まずは使われる農家の方々が独自でお使いいただくように、そういった支援をしていくことも一つの活用策ではないかなと思っております。ですので、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、農家の意向調査、まあこれ現在行っておりますが、それと必要な予算、運営体制、こういったものを協議した上で、検討していくことというふうに私は考えているところでございます。

山田勝委員

慎重にやられる気持ちは分かりますよ。でも、農家の方々というのは、全部、私もいろんな農家の方々と話をしておりますがね、もう間に合わんで、それなら私たちがやろうかという、ペレット化をやろうかという人もいらっしゃるわけですよ。

ところが、また逆にですね、それをちゃんとしたペレットしたものを外に出すことによって、何も阿久根の方だけではなくて、市外の方々に有償で販売していいんですよ。実は先日、出水のナフコに行ったら牛糞をペレットしたのがありました。理由は臭いがしないとか何とか、そのような理由でですね。

だから、ペレットにすることによって非常にいいということが多いんだけど、ペレットにする機械が高いとか、あるいは金が要るとかということですけどね、そこは市長、あなたが今、いろいろ、ペレットでいい人が、ペレットをしない人がおるといふ人もいるかもしれません。しかしながら、思い切って、そこはよく研究されてですね、前に一歩でも二歩でも前に進まないとかね、もう研究する、研究するといつて4年も5年もたつたってもう死んでしまうでや。

だから、そういうことで、積極的に私は、なんでもいいですよ、積極的に取り組んでくれることを期待して、お願いしたいと思いますが、それでよろしいですか。積極的に取り組んでくれますか。

西平市長

先ほど来申し上げておりますように、これ、使うのはやはり農家の方々でございますので、まずは受益者である農家の方々の御意見、もちろんこれまでも様々な要望等寄せられておりますが、使っていただくというふうになると、ペレット化すれば、やはり今までのように無償で出すということは、かなり難しい状況だと思います。

当然、それ相応の投資をするんですけれども、それについて、じゃあ今度は農家の方々が有償でも買ってくれるかということも正直ございますので、そういったところまで含めた中で体制づくり、あるいは関係者との協議、こういったものを踏まえて検討していくというところでございます。

もちろん、より深く状況を調査しながら、積極的にこのことについては検討を進めていくというところでございます。

山田勝委員

市長、積極的に取り組んでくれるということですね、それはいいとしましょう。

そういうことになるけど、結局ですね、今まで私が何で、いつつも思う、何で進まないのか。農政課は農政課の立場、環境水産課は環境、それぞれの予算を出している、北薩環境組合に出してる、こちらはこちら、全くですね、目的が違うわけですよ。

だから、そういうものについてはね、市長、やはり市長部局でまとめてですね、一緒に前に進めるような体制をつくらないことにはうまくいかないと思いますので、ぜひ、前向きに、市長が言われるように、ただでやりならんごとなるかもしれないというのもありますけどね。それはそれで、また次の手で考えていいじゃないですか。

でも、現実には、あれは、あのまま肥料をふったらですね、もう臭くて臭くてたまらないんですよ。そんなの分かってますよ。私も、もう十分、分かってます。だから、それを何とかしてやるのがね、生ごみ堆肥化の事業を進めた阿久根市のね、やっぱり、最後まで責任を持たないかんのじゃないかという気持ちで、私は市長にお願いをするわけで、市長が、阿久根市がどっちか旗を振らないと北薩環境組合もなかなか前に進まないと思いますよ。そういうことで、市長、思い切って進めてください。よろしいですか、それでいいです。思い切ってやってください。

白石純一委員長

第2項目めをどうぞ。

山田勝委員

第2項目めはですね、一般会計歳出101ページ、7款1項2目商工振興費12節道の駅管理業務についてですが、私たちは、道の駅については昭和31年の3月議会で観光連盟との契約をやりましたよ、ねえ。

白石純一委員長

昭和とおっしゃったみたいですけど、平成ですね。

山田勝委員

失礼しました。失礼。ぼけとらな、堪忍しやん。平成31年にしましたよ。その前に、阿久根市は美しいまちづくり公社と契約をして、20年間していただきましたけれども、非常になかなかうまくいかないし、阿久根市におんぶでだっこ、そして、出荷する業者から非常に不満が多かったんで、私は出荷する業者をね、議会で、出荷する業者の意見を聞いてみました。1人も、その頃の道の駅にね、いやあ良か、助かっておりますって人はいなかったですよ。

そんなこともあって、出荷する方々で組合を作って、そしてあなた方がやられたらどうですかとその頃お勧めしてですね、結局、その上部団体であります阿久根市観光連盟ですることになりましたよ。

そして、施設も老朽化しておりましたので、それなりの条件をしながら、そこに入札の

結果、管理することになりました。

それでたしかですね、施設・設備については、大きな施設改修、あるいは金を要するようなものについては阿久根市がするけれども、軽微な50万円以下の軽微な修理については業者がするというようなことで、私たちは安心してお任せしました。

ほいで私もたまに行ってみるんですがね、地元の業者がほとんど、いろいろ参加していただいてますよ、地元の業者が。だから、よかったなあと思ってたんだけど、今回、こうして委託料が120万円出てまいりました。

でも、私たちは、令和3年度ですね、令和3年度に第2回目の指定管理者の提案を阿久根市からされたのを議会で審議しておりました。その中にはね、その中には明確に、指定管理料は無料とすると書いてあるんですよ。だから、そういうのを私たちは信用、無料とするという、信用してちゃんとしたのにですね、全く何もなかったような顔をして120万円っていう指定管理料が出てる。これはどういうことか。ほかに方法はあったはずだと思って、実は質問をしているところですが、市長、いかがなもんですか。

西平市長

7款1項2目12節委託料の道の駅阿久根指定管理業務についてであります。まず、令和3年度に指定管理者を募集した際に定めました道の駅阿久根観光物産館指定管理者募集要項におきまして、施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び事業収益によって賄うこととし、指定管理料は無償とするとしていたところであり、また、指定管理者と締結した道の駅阿久根観光物産館の管理運営に関する協定書第12条でも同様に規定をしているところであります。

しかしながら、昨年、指定管理者から、ほかの道の駅と同様、トイレ等の、いわゆる公共的なスペースについては、維持管理費用を指定管理料として支出いただけないだろうかと協議依頼があり、所管課におきまして、県内の道の駅の状況を確認したところ、大半の自治体が共用部分の維持管理費等を指定管理料などとして支出をしておりました。また、道の駅の性質上、トイレのみの利用者も多いということから、共用部分であるトイレ等の維持管理に要する経費を市が対応することは、一定の合理性があると判断をしたところでもあります。

なお、指定管理料の算定に当たっては、道の駅阿久根観光物産館の管理運営に関する協定書において、トイレ等を含めた施設全体の維持管理を指定管理業務の範囲として規定していることから、直近3か年、これでいうと令和3年度から令和5年度ということになりますが、その間における収入から施設全体の管理運営に係る支出を積算し、その差額を指定管理料として計上したところでもあります。また、今回の対応は、同協定書第33条の「本協定に関し、疑義が生じたときは甲及び乙は誠意を持って協議し、これを決定するものとする」との規定に基づいているものであります。

指定管理業務は、先ほど申し上げましたとおり、同協定書においてトイレ等を含めた施設全体の維持管理を業務の範囲として規定しており、トイレなどの共用部分の維持管理は指定管理者が行うということとなっております。このため、トイレなどの共用部分の維持管理業務を業務委託などの市が対応するというのではなく、これまでどおり指定管理者の施設全体の維持管理業務の一部としたところでもあります。

山田勝委員

私たちは、あの道の駅についてはですね、物すごく期待を持ってるんですよ。期待を

持ってますよ。

そして、新しい会社でね、阿久根市が300万円、そして市内の業者の方々がそれぞれ出した800万円の資本金を作ってスタートしておりますよ。ですから、それぞれみんな責任を持ってやっていますよ。

だから、ただ私はね、道の駅は、市長が言われるように県内の道の駅についてはいろいろやってますでしょう。でもね、道の駅そのものが阿久根市のものと同じようだということは、私は違うと思いますよ。

阿久根市の道の駅は、どこよりも先に国道がですね、国道改良をして、そしてあそこに休憩所を造って、そして、阿久根市がですね、物産館を造ったらいいですよということで、阿久根市は国土交通省から御指示をいただいて、阿久根市も一生懸命になって造ったわけですよ。あん時は1番じゃったわけやっで。

だから、それはそれでね、必要だと、トイレの掃除も、あるいは道の駅周辺の掃除もですね、必要なことは分かっていますよ。だから、それを道の駅に全部かぶせるというのもね、大変だと思いますよ。でも、そういう中でですね、だったら、清掃料とか、あるいはトイレの掃除を管理料というのはね、別に、やっぱり私はね、何ていうか、経営の中でなくて、これはですね、道の駅が経営の中でもうかった部分から全部しなさいということでしょう。

でも、阿久根市が、トイレとかあるいは敷地の清掃なんかは、私は阿久根市が別にお金を出してする責任があると思いますよ。だから、こういう話をするんですよ。

それは、なかなか難しいからお金を出してやらないかん部分はあると思います。でも、私はぜひこれは別の項目でしてほしいという気持ちで言ってるわけです。

それはもう、それは聞かんざい聞かんでかんまんとな。私は執行部やんかつじゃっで。市長、いかがお思いですか。

西平市長

この道の駅阿久根のトイレの管理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者として出す際に、一体のですね、施設としての扱いをした中で、今回、指定管理業務ということで扱っているものでございますので、この部分だけを切り分けるということは少し難しいのかなというふうに思っております。

この業者においては、このとおりの管理をしっかりしようということから、様々な方法を駆使して、今、トイレの管理が行われてるということで聞いておりますので、今後におきましても、他の指定管理の状況等もございまして、そういった中を含めて考えていくものと思っておりますが、今のところ、一体的なものということから、切り分けるというようなところは思っていないところでございます。

山田勝委員

それはそれでね、いいんですよ。ただ、私は、あのトイレ、それから向かい側の駐車場の整備もひっくるめて別で考えないと、道の駅の運営の中だけであるというのは難しいなあと思ってますよ。道の駅のあのスタッフの中で掃除もせないかん、何もせな、難しいと思いますよ。だから、そういうふうにしてやったほうが親切じゃないかっていう話をするんですよ。あのスタッフでですね、道の駅のトイレをしたり、あるいは館内回ったり、向かい側の駐車場の整理をして、難しいですよあそこは。

西平市長

現在の状況を少しお話ししますと、実際、道の駅の職員がトイレを清掃するという状況になっておりませんで、道の駅も、これ外部のほうに、市内の事業所ですけども、そちらのほうに委託をして、現在管理しているという状況でございますので、議員がおっしゃるような状況にはなっているものと理解しております。ですので、今のスタッフだけでの管理ということは、おっしゃるように、ある一定程度の業務量しかできないでしょうから、そういった中では、外部の事業者を使って、委託をすることで管理をしているというところを議員にも御理解いただければと思っております。

山田勝委員

いや、私はねえ、あそこの代表者が、誰か掃除をしてくれる人はいませんかねという相談を受けたことがありますよ。

でも、その後ないから、まあどげんかしたっじゃなあとと思ってましたけどね、現実にはそういう実態が、市長、分かってるわけですから、そうであつたら、道の駅のトイレ、あるいは付近の清掃とか、あるいは向かい側の駐車場の整理なんかはですね、ひっくるめて、やはり、別の予算で組むべきだというふうに私は思っているんですよ。結局、外部に発注するということですよ。下請に出してるっちゃうことですよ。だから、それはそれでちゃんと見てやらないかんじゃないですかっていう話をするところですよ。

私は前向きに話をするんですけどね、出したが悪かというんじゃないですよ。そういうふうにしたらもっとあの付近もきれいになりますよ。そういう話をするんですけどねえ。

白石純一委員長

答弁を求めますか。

山田勝委員

うん、市長が何か言わつとよ。

西平市長

現在この指定管理料については、今回、現在委託をしておりますまちの灯台のほうから協議を依頼されたということを御説明申し上げましたが、この間ですね、3か年分の収支の状況を見て、これ判断をしたというところでございます。

今年度分、そしてまた今後、道の駅のほうがすごく状況がよくなってきているということから、まあコロナ禍からの回復があるということでございますが、その中で収入のほう支出を上回ってるという状況になってくると、これについては市から出すということとはなくなってきますので、市としましては、そういった状況も見ながら、この指定管理料については考えていきたいというふうに考えているところでございます。

山田勝委員

市長が言われる、なんですよ、私はね、仮に道の駅が利益を出すようになったとしてもね、それはそれで別に考えるべきだと思いますよ。

何でか、例えば、あのかいわいの雑草を切ったりいろんなことをやってるじゃないですか、国道付近の景観を整えるために。その一環としてね、やはり道の駅のトイレも、あの付近も含めて、やっぱり市が責任を持ってやってくれたほうがいいと。道の駅がもうかればもうかっていいじゃないですか。

まあそういうことで、市長、今後もうこれ以上どんなに私が話をしても、なかなかね、市長も譲れない部分もあるでしょうから。ただ、将来に向かつてはね、来年に向かつてそういうことでないといけないという気が私はしますので、ぜひよろしく検討ください。

白石純一委員長

山田勝委員の総括した質疑が終わり、通告のあった総括質疑は全て終わりました。

なお、議案第18号から第22号までは通告がありませんでした。

以上で、議案第18号から第22号までの質疑を終結します。

執行部は御退出してください。

〔執行部退室〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時29分～午前10時29分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑が終了しましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成反対の表明については、討論の中で行うようお願いします。

◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

それでは、議案第17号を議題とします。

議案第17号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

まず、反対討論ありますか。

竹原信一委員

私は、本予算に断固として反対の立場を表明いたします。

その理由は、本市の財政運営が極めてずさんであり、未来への責任を果たしていないからです。

まず、本市の人口は約1万8000人ですが、年間約400人が減少しており、少子高齢化と過疎化が深刻な問題になっています。しかし、この状況に対して市の施策は全く現実を見ていません。

例えば、関係人口や交流人口の増加を目的として建設されるキャンプ場についてですが、1億5000万円もの建設費をかけながら、年間の集客目標が僅か2,000人とは余りにも非現実的です。赤字経営が避けられないことは明白であり、市の貴重な財源を無駄にする結果となるでしょう。一方で、本市には24時間営業の大型スーパーA-Zがあり、年間600万人から700万人もの集客力を誇っています。このような民間の強力な経済活動があるにもかかわらず、市は、民間との連携を十分に考慮せず、単独で無駄な事業を推し進めています。

さらに、建設費が10億円にもなりかねない図書館の建設準備が進められていますが、本当にそれが市民の求める最優先の施策でしょうか。

また、いつ完成するかも分からない高速道路に造る新道の駅に40億円も予算を予定しております。正気の沙汰ではありません。

加えて、市役所の運営は、議員、市長、職員が互いをかばい合う無責任体質が継続して

おり、財政のチェック機能が機能しておりません。市の事業は全てずさんであり、市民の税金が適切に活用されているとは到底言えません。今、本市が真に取り組むべきことは、限られた財源を最大限に活用し、市民生活の向上に直結する施策に集中することです。しかし、本予算案は、その方向性を完全に見誤っており、持続可能な財政運営を放棄する内容となっています。

以上の理由から、私は本予算案に強く反対いたします。

〔木下孝行委員「委員長、今の討論に関して発言させてください」と呼び挙手〕

白石純一委員長

はい、何でしょうか。

木下孝行委員

今の討論ですけれども、図書館の10億円とか、新道の駅の40億円とかいうのは、まだはっきりした数字は、実施計画も出てない中で、そういう勝手な金額を言わないように、削除するなりして、討論の削除をお願いします。

白石純一委員長

竹原委員いかがですか。

竹原信一委員

40億円という見込み、予定というのは、先ほど企画課で聞いてきた金額です。そして、図書館の金額というのは、当初のやつが5億円でございました。それが、倍ぐらいにもなるかもしれないという話は、なりかねないという話は、先日、職員との話をして、その可能性を示唆されております。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時33分～午前10時34分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第17号、令和7年度阿久根市一般会計予算を採決します。

本件は起立により採決します。

議案第17号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

本件は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第18号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

白石純一委員長

次に、議案第18号を議題とします。

議案第18号について討議に入ります。

討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので討論を終結します。

それでは、議案第18号、令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算を採決します。
議案第18号は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第19号 令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

白石純一委員長

次に、議案第19号を議題とします。
議案第19号について、討議に入ります。
討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論がないようですので、討論を終結します。
それでは、議案第19号、令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算を採決します。
議案第19号は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算

白石純一委員長

次に、議案第20号を議題とします。
議案第20号について討議に入ります。
討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論がないようですので、討論を終結します。
それでは、議案第20号、令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算を採決します。
議案第20号は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第21号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

白石純一委員長

次に、議案第21号を議題とします。
議案第21号について、討議に入ります。
討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第21号、令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

議案第21号は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第22号 令和7年度阿久根市水道事業会計予算

白石純一委員長

次に、議案第22号を議題とします。

議案第22号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第22号、令和7年度阿久根市水道事業会計予算を採決します。

議案第22号は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第26号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第10号）

白石純一委員長

それでは、議案第26号を議題とします。

議案第26号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

竹原信一委員

今回のこの補正予算案に対して、断固として反対の立場を表明いたします。

その理由は、本市の財務管理のずさんさが露呈しているにもかかわらず、その責任が一切問われていないからです。

今回の補正予算では、市が漁協に対して過去25年間にわたり、過剰に徴収していた固定資産税の返還として、金利を含め1,000万円を追加計上しています。しかし、本来であれば、固定資産税の還付は、直近5年間分が基本であり、25年間という異例の遡及期間が設定されたことは、相手が漁協だったからこそその特別な配慮であると考えざるを得ません。

この問題の本質は、長年にわたる市の税務行政の誤りにあります。しかし、なぜこのような重大なミスが起こったのか、なぜ今になって発覚したのか、その検証は十分に行われたのでしょうか。

そして、何よりも問題なのは、この明らかな過失に対し、市役所内部の処分が一切行われていないことです。

市民の皆様は、税金を正しく納め、誤りがあれば厳しく対処されるのが当然です。しかし、行政側が誤りを犯した場合には。

白石純一委員長

竹原委員、予算外のことは一般質問等で提言してください。

竹原信一委員

予算のことです。

誰も責任をとらず、市民の税金で補填するというのは、到底納得のいくものではありません。このような前例を認めてしまえば、今後も、市の財務管理に対する責任意識が希薄なままになり、さらなる失策を招くことになります。

また、1,000万円という金額は、市民の生活に直結する他の施策に活用できる貴重な財源です。この支出が本当に正当なものなのか、行政としての説明責任が果たされているのか、いま一度慎重に議論すべきではないでしょうか。

以上の理由から、私は本補正予算案に強く反対いたします。

白石純一委員長

ほかに討論はございませんか。

山田勝委員

私は、一般会計補正予算に賛成をいたします。

今、先ほど、竹原委員の話を聞いてますとね、これは間違いは間違いですよ。しかし、現在の職員が、あるいはここ近年、5年、10年の職員がですね、分かる状況じゃないわけですよ。しかしながら、漁協側の税理士から言われてですね、税理士は専門ですから言われました。

しかしながら、それに基づいて阿久根市に返還の要求がありましたけれども、地方税法では5年です。地方税法では5年だけれども、こういう場合はですね、遡って返還せないかんということになっております。

何でかと言いますと、税務課の職員、税務署の職員なんていうのはね、国から特権を与えられているんです。税務課の職員というのは。それは、あくまでも国家の責任ですから、国家賠償法に基づいて、元に返って返還せないかんというルールがございます。それに基づいて、阿久根市は返還するわけでありますので、決して大きな間違いをしたというふうには、私は思いませんので賛成いたします。

白石純一委員長

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時42分～午前10時45分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

竹原信一委員

先ほど申し上げました年数に、過去25年と申し上げたところを20年と訂正させてくださ

い。

白石純一委員長

それでは、議案第26号、令和6年度阿久根市一般会計補正予算を採決します。

議案第26号は可決すべきものと決することに。

〔「反対討論があります」と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい、失礼しました。

それでは、議案第26号、令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本件は起立により採決します。

議案第26号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、議案第26号は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本日採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だよりへの掲載に関することにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で予算委員会を散会します。

（散会 午前10時47分）

予算委員会委員長 白 石 純 一